

新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画 (ゼルコバ BCP)

法人名	一般社団法人 杜の都福祉事業団	種別	就労継続 B 型事業所
代表者	森 忠洋	管理者	後藤 宏隆
所在地	仙台市若林区木ノ下 2-1-1 ムラカタビル1F	電話番号	022-257-0525

新型コロナウイルス感染症発生時における業務計画

第I章 総則

1 目的

本計画は、新型コロナウイルス感染症の感染者(感染疑いを含む)が施設内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保	利用者の重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じる、おそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
② サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
③ 職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

3 主管

本計画の主管は、代表理事を中心としたコロナウイルス対策本部とする。

第Ⅱ章 事前の準備

対応主体の決定、計画のメンテナンス・周知と、感染疑い事例発生時の緊急時対応を見据えた事前準備を、下記の体制で実施する。

1 対応主体

代表理事の統括のもと、対策本部一丸となって対応する。

2 コロナウイルス対応体制・各役割

・本部長 代表理事 森 忠洋（代行者 管理者 後藤 宏隆）

→方針の決定、対策の統括、事業所の閉所について決定

・統括責任者 管理者 後藤 宏隆（代行者 主任 三浦 和香子）

→職員・利用者の状況把握、情報収集と発信、各種調整

→保健所・市役所との連絡調整

→職員の人員確保、調整、応援手配

→BCPに関する研修・訓練の実施

・コロナウイルス対策担当職員 主任 三浦 和香子

虎岩 千晶

森 昭子

小野寺一将

→利用者・家族・関係機関との連絡調整(利用者連絡先一覧 別紙1)

→施設の衛生上の必要備品手配など衛生管理全般(P4)

→平時の基本的な感染予防対策の実施(P3)

○基本的な感染予防対策

1. 職員各自が感染予防(手洗い、消毒など)を徹底する。またプライベートでも換気が悪く人が密集している場所には行かない。

2. 職員は施設内ではマスク着用する。利用者も原則マスクを着用し、一定の距離とれるように工夫する。

3. 事業所入口に消毒液をおき、施設に入る時は利用者・職員全員が手指の消毒を行う。

4. 職員は出勤時に検温を行い、熱がある職員、または風邪の症状があれば休みとし上司へ報告し指示を受けること。

利用者もまた出勤時の検温を実施する。熱や風邪の症状がある場合には利用を控えてもらうようにする。

5. テーブル、ドアノブ、照明スイッチなど多くの人が触れる箇所は定期的に消毒を行う。また活動上は常時窓をあけ、換気を行う。

6. 活動中の3密(密閉・密集・密接)を避け、活動できるように工夫する。

7. 不要不急な会議、研修、出張は中止、延期する。

(注)最低限必要な場合は、小規模で換気しながらマスク着用とし2m以上離れる。

○備蓄品(感染予防対策用品)リスト

不織布マスク

消毒用アルコール（擦式手指消毒剤）

液体せっけん(ハンドソープ)

ゴム手袋(使い捨て)

ゴーグル（フェイスガード）

ウェットティッシュ

ティッシュ

ビニール袋

加湿器

体温計・非接触型体温計

漂白剤(次亜塩素酸ソーダ)

第Ⅲ章 感染対応(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)

I : **感染の恐れ**がある職員、利用者が発生した場合

感染の恐れ:37.5 度以上発熱した職員、利用者

項目	対象者	対応策
感染の恐れに該当	職員	①熱が37.5度以上あったことを管理者に報告する。 ②事業所を休み、自宅待機とする。そして毎日検温し、管理者に報告する。解熱後も自己判断で出勤せず指示を受け対応すること。(注)家族が 37.5 度以上の発熱がの場合も上司に相談後、自宅待機とする場合がある。 ③症状が継続する場合に協力医療機関や身近な医療機関、仙台市・宮城県の健康電話相談窓口(コールセンター)へ相談、検査を行う。
	利用者	①熱が37.5度以上ある場合に自宅静養。担当職員は連絡調整を行う。 ②症状が継続する場合に協力医療機関や身近な医療機関、仙台市・宮城県の健康電話相談窓口(コールセンター)へ相談、検査を行う。

受診・相談センター(コールセンター) 受付時間:24 時間 022-398-9211

聴覚や言語に障害のある方は FAX 022-200-2965

Ⅱ： 感染が疑われる職員、利用者が発生した場合

感染の疑い:37.5 度以上が2～4日以上続いている場合

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合

重篤化しやすい人(高齢者、糖尿病、呼吸器疾患や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている方)で 2 日間症状が続く場合

保健所から濃厚接触者として指定を受けた場合

項目	対象者	対応策
①感染の疑われる場合	職員	自宅待機のまま、管理者に報告し、協力医療機関や身近な医療機関、仙台市・宮城県の健康電話相談窓口(コールセンター)へ相談を行う。
	利用者	協力医療機関や身近な医療機関、仙台市・宮城県の健康電話相談窓口(コールセンター)へ相談を行う。
②代表理事へ報告	管理者	①感染が疑われる職員、利用者が発生したことを代表理事に報告する。 ②該当の職員、利用者が濃厚接触した可能性のある人についてヒヤリングを行い、報告する。
③市役所へ報告 (障害高齢課社会参加係)	管理者	①感染が疑われる職員、利用者が発生したことを市役所に報告する。 ②該当の職員、利用者が濃厚接触した可能性のある人についてヒヤリングを行う。
④保健所へ報告	管理者	保健所支所に報告。必要に応じて保健所支所と 消毒その他の措置について相談を行う。
⑤消毒&BCP 対応準備	各担当職員	①感染が疑われる職員、利用者が発生した事を他職員に案内し、BCP 対応を準備する。 ②職員に事業所の自主消毒を指示する。 ③安全が確認されるまで事業所を閉所する。 他の利用者・家族・関係機関(GHなど)への連絡調整。
⑥感染が疑われる者と濃厚接触の可能性	職員	自宅待機とし、体調の経過を管理者へ報告する。
	利用者	利用は控えてもらい、体調の経過について担当職員が連絡をとる。

受診・相談センター(コールセンター) 受付時間:24 時間 022-398-9211

仙台市市役所障害高齢課

022-214-8151

保健所支所(若林区)

022-282-1111

Ⅲ： **感染者(陽性)**の職員、利用者が発生した場合

項目	対象者	対応策
① 陽性反応の報告	管理者	①該当職員(利用者)の検査結果を代表理事に報告する。 ②保健所・仙台市に検査結果を報告。保健所・仙台市の指導に基づき、行動履歴と濃厚接触者を特定し、指示を受ける。 提出が必要な下記記録の準備をする。 ・利用者との接触があった方のリスト(症状出現2日前からの接触者がわかるもの) ・利用者のケア記録(対応、症状等がわかるもの)・ ・直近2週間の勤務表 ・施設内に入退した者の記録
② BCP 対応実行	代表理事	代表理事は保健所の指示により施設の消毒範囲、日時、施設の閉鎖、期間を決定し、職員・利用者へ対応を周知します。
③ 外部へ通知	管理者 担当職員	①担当職員は利用者および関係機へ閉鎖等の連絡する。 ②濃厚接触者(職員・利用者)に約14日間の自宅待機を指示する。相談支援事業所等への関係機関と連携をとる。 ③濃厚接触者(利用者)への事前に決めた対応策を実施する。(Ⅱ:感染が疑われる職員、利用者が発生した場合)
④ 保健所へ報告	管理者	保健所支所に報告。必要に応じて保健所支所と消毒その他の措置について相談を行う。
⑤ 消毒手配・消毒	代表理事	代表理事は消毒業者の手配・消毒日時の調整を行う。
⑥ 利用者対応	担当職員	事業所が閉所している期間中、通所でのサービス利用ができない利用者に対し、体調確認等の連絡を実施する。
⑦ 職員(濃厚接触者)	職員	自宅待機をし、毎日の体温、体況を管理者へ報告する。
⑧ 事業所の消毒	委託業者	事業所内の消毒を行う。
⑨ 濃厚接触者の状況把握	管理者	濃厚接触者(職員、利用者)の、検査結果、発熱状況など把握し対応する。
⑩ 通常業務の再開	管理者	行政、保健所などにも相談し、感染がないことを確認し通常業務を再開する。

受診・相談センター(コールセンター) 受付時間:24 時間 022-398-9211
 仙台市市役所障害高齢課 022-214-8151
 保健所支所(若林区) 022-282-1111

<更新履歴>

更新日	更新内容
令和3年2月1日	作成
令和3年4月1日	更新 担当職員の追加

<添付(様式)ツール>

※「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

NO	様式名
様式1	推進体制の構成メンバー
様式2	職員・利用者 体温・体調チェックリスト
様式3	感染(疑い)者・濃厚接触(疑い)者管理リスト
様式4	職員緊急連絡網
様式5	備蓄品リスト
様式6	業務分類(優先業務の選定)
様式7	来所立ち入り時体温チェックリスト
別紙1	利用者連絡先一覧

(参考)新型コロナウイルス感染症に関する情報入手先

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省「障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について」:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

○令和2年7月3日付事務連絡

障害支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000646842.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について(令和2年5月4日付事務連絡)」に関する

Q&A(グループホーム関係)について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634929.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について(令和2年5月4日付事務連絡)」に関する

Q&A(障害児入所施設関係)について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634931.pdf>

○令和2年10月15日付事務連絡

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

○障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html